

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第八小学校

校長名 相 蘇 好

令和6年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ・情緒の安定を図り、心身ともに調和のとれた発達を促す。
- ・豊かな表現力やコミュニケーション能力を育てる。
- ・保有する感覚を有効に活用し、周囲の状況を把握したり環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できる力を身に付けさせる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・通室児童一人一人の障害の状態や特性、教育的ニーズを把握し、指導目標や指導の手立てをスモールステップで具体的に設定した個別指導計画を作成する。
- ・計画、実施、評価、改善の指導サイクルを生かして、児童一人一人の課題に即した自立活動の充実を図る。
- ・児童一人一人に活動のめあてを明確にもたせ、毎時間ふり返らせることを通して、メタ認知能力を高めるとともに、自尊感情を高める。

3 指導の重点

- ・個に応じた支援により児童の心理的な安定を図るとともに、個別指導を通して児童の自尊感情を高める。
- ・児童の実態に即した指導及び支援を行い、ソーシャルスキルの向上を図る。
- ・客観的な視点で児童の実態把握および支援レベルを確認するためのチェックリストを活用し、通常学級でレベル1、レベル2の支援を必要とする児童への指導に役立てる。
- ・通室児童の指導について、学級担任と共通理解を図り、特別支援教室での指導が在籍学級での指導に生かされるようにする。

4 その他の配慮事項

- ・臨床心理士等と連携を図り、専門的な視点からの助言を受けながら、学級担任、特別支援教室教員による一貫した指導を行う。また、学校における指導や支援に係る情報を保護者と丁寧に共有し、家庭と連携して指導、支援にあたる。